

## 社会福祉法人ふれ愛名古屋 役員等の報酬に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふれ愛名古屋定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬を定めるものとする。

### (報酬の額)

第2条 社会福祉法人ふれ愛名古屋の役員のうち、理事長、副理事長、常勤理事、非常勤理事、監事及び評議員の報酬を次のとおりとする。(使用人兼務役員の使用人分の給与を除く。)

- 2 理事長の月額報酬は60万円とする。
- 3 副理事長の月額報酬は50万円とする。
- 4 常勤理事の月額報酬は7万円とする。
- 5 監事のうち社会福祉法第44条に規定する財務諸表(事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書)等を監査し得る者(以下「会計担当監事」という。)、監事のうち社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者(以下「事業担当監事」という)、非常勤理事及び評議員は次のとおりとする。

区 分	費用弁償の額
会計担当監事	社会福祉法第40条の監事の職務について、月額報酬2万円。
	理事会・評議員会への出席1回につき1万円。
	その他の業務については、業務内容、交通費の実費等を勘案してその都度理事長が定める。
会計担当監事、事業担当監事	理事会・評議員会への出席1回につき1万円。
非常勤理事、評議員	その他の業務については、業務内容、交通費の実費等を勘案してその都度理事長が定める。

### (報酬の支給)

第3条 月額報酬の支払については、職員の給与の支払方法及び支給日に準ずる。月額報酬以外の随時の報酬の支払については、その支払の都度、理事長が定める方法による。

### (施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。